

NPO法人の設立支援税制

県民協働課

減税試算額

減税区分	現行制度		拡張案	
	○設立から3年間:事業税全額を減額 ○4年目:事業税の2/3を減額 ○5年目:事業税の1/3を減額		○設立から5年間:事業税全額を減額	
年度	件数	金額①	金額②	比較(②-①)
H29	4	356	356	0
H30	8	1,038	1,038	0
H31	12	1,557	1,557	0
H32	12	1,384	1,557	173
H33	12	1,038	1,557	519
H34	8	519	1,038	519
H35	4	173	519	346
計		6,065	7,622	1,557

※1 平成 24 年度以後の課税免除実績から単年度における課税免除法人数及び平均所得を算出し、その後も同等の水準で NPO 法人が設立されると仮定している。

※2 平成 28 年4月1日から平成 31 年3月 31 日までに設立した法人に対して減免制度が適用されるものとして試算している。

※3 消費税10%引上げ時に地方法人特別税が廃止され、法人事業税率が復元されるものとして計算している(H30以降の減税額に反映)。